

令和7年4月から

学校や保育園等でのケガで受診したら



こども・ひとり親・重心医療費受給者証は使用せず、一旦自己負担分をお支払ください。

日本スポーツ振興センターが行う**災害共済給付制度の対象**です。学校や保育園等を通じて日本スポーツ振興センターに申請してください。災害共済給付金（保険医療費10割のうち4割分）が支給されます。

ケガ発生！

学校や保育園等の管理下でケガをしてから
災害共済給付金支給までの流れ

①
病院を受診

○病院で必ず『学校管理下のケガ』であることを伝えて受給者証は使用せず、一旦自己負担分（2割または3割）をお支払ください。

※領収書は必ず保管してください。

②
必要書類を
学校等に提出

○必要書類を学校や保育園等から受け取り、病院に記入してもらい提出してください。

※申請方法や必要書類については学校や保育園等にご相談ください。

※病院での証明が必要です。特別の配慮によりご協力いただいています。すぐに書類がもらえない場合がありますが、ご了承ください。

③
災害共済
給付金が
支給される

○学校や保育園等を通じて災害共済給付金が支給されます。

| | | | |
|-------------------------------|------|---|----------|
| 医療費総額（10割） | | | |
| 保険給付 | （3割） | + | 付加給付（1割） |
| ┆ 災害共済給付金 | | | |

※自己負担総額が、未就学児は1,000円以上、小学生以上は1,500円以上が災害共済給付の支給対象です。対象とならない場合は、西条市で行う医療費助成が対象になりますので、市役所にご申請ください。

詳しくは裏面へ➡

もっと知りたい、災害共済給付制度

Q 災害共済給付制度とは…

日本スポーツ振興センターが、学校や保育園等で起こったケガ等にかかる医療費の給付を行っています。
運営のための経費は、国・学校や保育園等の設置者・保護者（同意確認後）の三者で負担しています。

Q 学校管理下ってどういう場合のこと？

例えば…



注目 Q 学校管理下でのケガでしたが、自己負担した医療費が基準額未満（※）だったため災害共済給付制度は対象外でした。自己負担分（2割または3割）は返金されますか？

市役所で手続きすることで、自己負担分が返金されます。

【申請先】 西条市役所 国保医療課 福祉医療費助成係
西部支所 市民福祉課 福祉保険係

【必要書類】 ①領収書②保護者名義の振込先口座が分かるもの
③対象のお子様の受給者証および医療保険情報が分かるもの

【申請期限】 診療を受けた月の翌月から6か月以内

※払い戻し等に関する最新情報はHPをご確認ください。

注) 災害共済給付の対象になるが受給者証を使用してしまった場合、自己負担分についてお支払いいただきます。

※…基準額未満とは

初診から治癒までにかかった自己負担総額が

未就学児 : 1,000円未満

小学生以上 : 1,500円未満

お問い合わせ先

●医療費助成や受給者証について

西条市役所 国保医療課 福祉医療費助成係

TEL : 0897-52-1367 (直通)